

## 資料3-1

# 第8期保健医療計画の概要及び 策定スケジュールについて

# 第8期保健医療計画について

## 医療計画とは

- ・ 医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画であり、県民が身近なところで質の高い医療を安心して受けられるよう、県の保健医療システムのめざすべき目標と基本的方向を明らかにするもの
- ・ 「各種基準病床数」、「5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）5事業（救急医療、周産期医療、小児医療、へき地医療、災害医療）＋在宅医療の医療体制等の整備」、「医療従事者の確保・養成」、「地域医療構想」、「外来医療提供体制の確保」等について、現状・課題・施策の三つの視点で記載
- ・ 計画期間は6年間（現在の第7期保健医療計画は平成30年度～令和5年度まで）

## 第8期計画のポイント等

### ① **新たに「新興感染症」が追加され「5疾病6事業＋在宅」となる**

今般の新型コロナ対応の知見や課題を踏まえ、新興感染症等の感染拡大時に、病床の確保等、必要な対策が機動的に講じられるよう、令和3年医療法改正により、令和6年度からの第8次医療計画の記載事項に新たに「新興感染症」等の対応が追加される

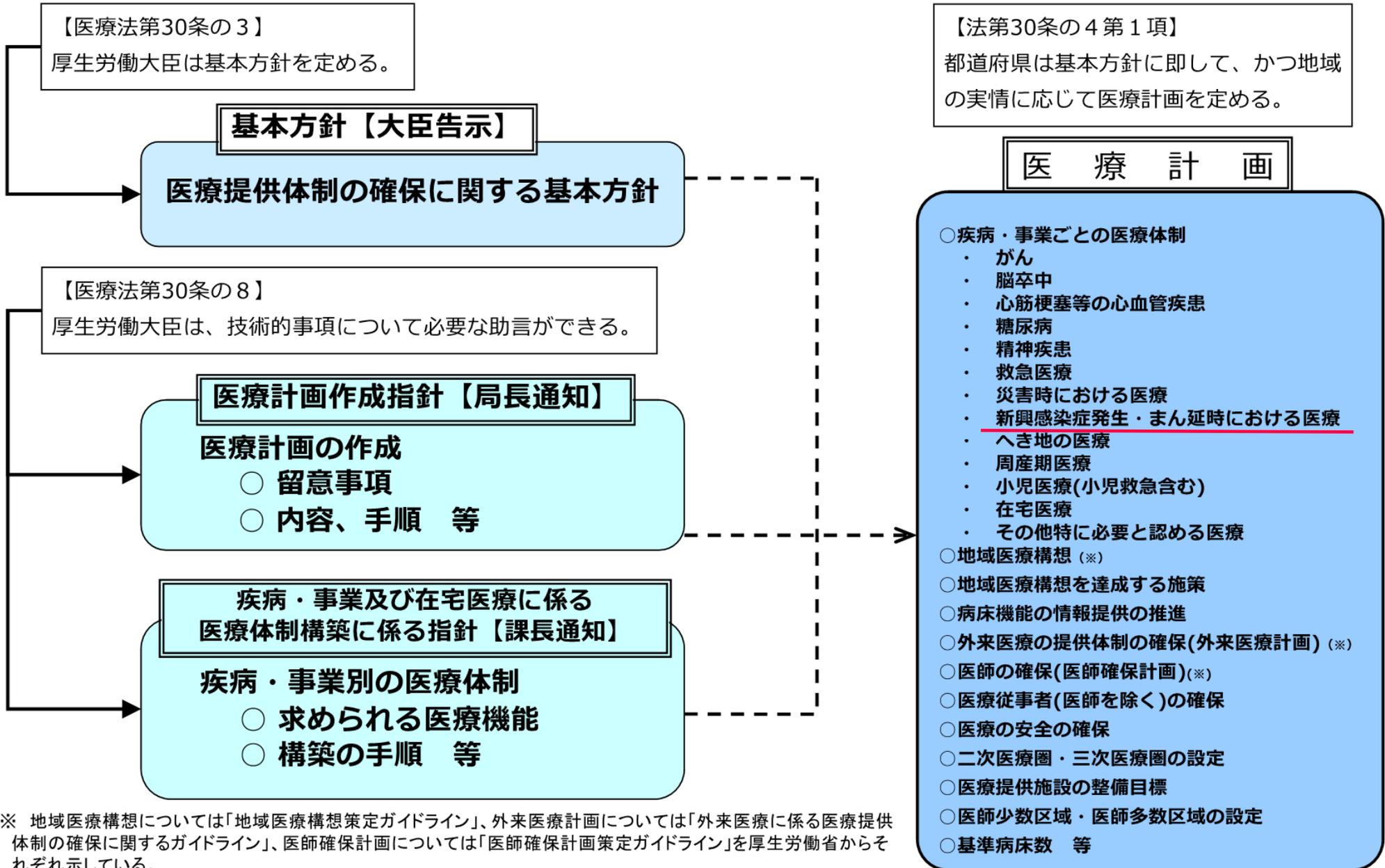
### ② **医療計画以外に様々な計画が策定されることとなっており、整合性など留意が必要**

令和5年度に策定される計画：予防計画（新興感染症）、医師確保計画、介護保険事業計画 など

※なお、地域医療構想については、令和7年度までの計画と期間となっており、第8期計画においては、R7における「病床の必要量」など大きな変更はない。

# 医療計画策定に係る指針等の全体像について

## 第8期計画時の全体像



※ 地域医療構想については「地域医療構想策定ガイドライン」、外来医療計画については「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」、医師確保計画については「医師確保計画策定ガイドライン」を厚生労働省からそれぞれ示している。

# 計画策定に係る高知県の検討体制について

高知県医療審議会 (R5開催)1月予定

高知県医療審議会保健医療計画評価推進部会 (R5開催) 10/11

(5疾病)

◇各検討会議等 (R5開催)  
がん 7/24,10月予定  
脳卒中 8/16,  
心血管疾患 } 10月予定  
糖尿病 }  
9/11,11/9  
精神疾患 9/11

(6事業)

◇各協議会等 (R5開催)  
小児医療 10月予定  
周産期医療 8/22  
救急医療 10月予定  
災害医療 4/25,10/5  
へき地医療 7/19,8/16  
新興感染症  
7/28,10/24

(在宅医療)

在宅医療体制  
検討会議  
(R5開催) 9/11

(医療従事者確保)

医療従事者確保  
推進部会  
(R5開催)7/19,8/16

意見聴取

日本一の健康長寿県構想推進協議会、地域医療構想調整会議等 (各圏域)

# 第8期保健医療計画の策定スケジュール(予定)

会議名	3月	R5年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療審議会											計画原案 の承認	パブリック コメント	計画の 答申
前回策定時 開催日		4月27日									1月19日		3月12日
保健医療計画 評価推進部会								第1回 計画の構 成、スケ ジュール、 保健医療 圏、基準病 床数 など	第2回 5疾病6事 業・在宅医 療・医療従 事者確保 について	第3回 5疾病6事 業・在宅医 療につい て			
前回策定時 開催日								9月22日	11月14日	12月27日			
各検討部会等 高知県感染症 対策連携協議会		5疾病6事業検討会議等における素案検討 関係会議等での意見聴取等					第1回 感染症対策 連携協議会 7/28	第2回 感染症対策 連携協議会 10/24	第3回連携 協議会	パブリック コメント	第4回連携 協議会		
国	基本方針、 作成指針 の通知(新 興感染症 除く)		作成指針 の通知(新 興感染症)										

2月議会  
へ報告  
計画の  
告示  
国への  
報告

# 第8期保健医療計画の項目案について

**追加**

← 今回新たに追加された項目

◎ ← 会議で説明を行う項目

○ ← 会議で説明は行わない項目(質疑で協議は実施)

第8期計画の項目(案)			第1回 評価部会	第2回 評価部会 (予定)	第3回 評価部会 (予定)	担当課	
章	節	項目名					
第1章	保健医療計画の基本的事項					医療政策課	
	第1節	保健医療計画策定の趣旨	◎				
	第2節	計画の基本理念					
	第3節	計画の期間					
	第4節	関連する他の計画					
第2章	地域の現状						
	第1節	地勢と交通	◎				
	第2節	人口構造					
	第3節	人口動態					
	第4節	医療提供施設の状況					
	第5節	県民の受療動向					
第3章	保健医療圏と基準病床					医療政策課	
	第1節	保健医療圏	◎				
	第2節	基準病床	◎				
第4章	医療従事者の確保と資質の向上					医療政策課 保健政策課 医療政策課 業務衛生課	
	第1節	医師	◎				
	第2節	歯科医師					
	第3節	薬剤師					
	第4節	看護職員					
	第1	看護師・准看護師	◎				医療政策課
	第2	助産師	◎				医療政策課
	第3	保健師	○				保健政策課
	第5節	その他の保健医療従事者	○				医療政策課
	第1	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士				保健政策課	
	第2	管理栄養士・栄養士				保健政策課	
	第3	歯科衛生士・歯科技工士				医療政策課	
	第4	医療ソーシャルワーカー				医療政策課	

第5章	医療提供体制の充実					医療政策課
	第1節	患者本位の医療の提供	○			
	第2節	医療の安全の確保	○			
	第3節	薬局の役割		◎		
	第4節	公立・公的病院等及び 社会医療法人、地域医療支援病院の役割	○			医療政策課
第6章	5疾病の医療連携体制					健康対策課 保健政策課 保健政策課 保健政策課 障害保健支援課
	第1節	がん		◎		
	第2節	脳卒中			◎	
	第3節	心筋梗塞等の心血管疾患			◎	
	第4節	糖尿病			◎	
	第5節	精神疾患			◎	
第7章	6事業及び在宅医療などの医療連携体制 (災害時における医療、新興感染症を含む感染症を除く)					医療政策課 医療政策課 医療政策課 医療政策課 在宅養推進課 保健政策課 在宅養推進課 医療政策課 健康対策課 在宅養推進課
	第1節	救急医療			◎	
	第2節	周産期医療		◎		
	第3節	小児救急を含む小児医療			◎	
	第4節	へき地医療		◎		
	第5節	在宅医療		◎		
	第6節	歯科保健医療	◎			
	第7節	移植医療等	○			
	第8節	難病	◎			
	第9節	高齢化に伴い増加する疾患対策		◎		
第8章	健康危機管理体制					保健政策課 保健政策課 健康対策課 業務衛生課
	第1節	総合的な健康危機管理対策	○			
	第2節	災害時における医療		◎		
	第3節	新興感染症を含む感染症			◎	
	第4節	医薬品等の適正使用		◎		
第9章	地域医療構想		◎			医療政策課
第10章	外来医療に係る医療提供体制の確保(外来医療計画)		◎			医療政策課
第11章	医師確保計画			◎		医療政策課
第12章	計画の評価と進行管理		○			医療政策課

# 第8期保健医療計画の項目案について

## 第8章 健康危機管理体制 第3節 新興感染症を含む感染症

記載事項	内容	指標
1 感染症全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 感染症の類型等の説明</li> <li>➤ 県内の感染症発生状況の説明</li> </ul>	—
2 新興感染症 (1) 新興感染症 (2) 特措法に基づく新型インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新型コロナ対応を踏まえた感染症にかかる医療を提供する体制の確保・まん延防止措置に必要な体制確保に係る目標値に関する事項</li> <li>➤ 特措法に基づく新型インフルエンザへの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 下記の予防計画に記載する数値目標</li> <li>➤ 感染対策向上加算(1,2,3)・外来感染s対策向上加算届け出医療機関数</li> </ul>
3 新興感染症以外の感染症 (1) 結核 (2) 肝炎 (3) エイズ・性感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各感染症の現状・課題及び対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 1類、2類(結核以外)感染症発生数</li> <li>➤ 全結核り患率(人口10万人あたり)</li> <li>➤ 肝炎ウイルス陽性者の精密検査受診率</li> <li>➤ HIV検査受験者数・相談件数</li> </ul>

### <予防計画 基本指針>

1 地域の実情に即した感染症の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
2 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
5 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
6 感染症にかかる医療を提供する体制の確保・まん延防止措置に必要な体制確保に係る目標に関する事項
7 宿泊施設の確保に関する事項
8 外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
9 総合調整又は指示の方針に関する事項
10 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
11 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
12 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策

#### <補足>

なお、県の予防計画においては、6は数値目標のみの記載となるため、その他の項目における記載事項に数値目標を入れ込む形で予防計画を策定し、その内容を医療計画にも抜粋することとします。

### <予防計画で記載する数値目標> ※医療計画に記載する数値目標(=指標)は◆で示す。

6 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項(感染症法第10条第2項第6号)

- ◆(1) 協定締結医療機関(入院)の確保病床数
- ◆(2) 協定締結医療機関(発熱外来)の機関数
- ◆(3) 協定締結医療機関(自宅療養者等への医療の提供)の機関数
- ◆(4) 協定締結医療機関(後方支援)の機関数
- ◆(5) 協定締結医療機関(人材派遣)の確保人数
- ◆(6) 医療措置協定に基づき个人防护具の備蓄を十分に行う医療機関の数(同項第6号)
- (7) 検査の実施件数(実施能力)、検査設備の整備数
- (8) 協定締結宿泊施設の確保居室数
- ◆(9) 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数
- (10) 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数(IHEAT研修受講者数)

※◆については、考え方等の考え方については参考資料●をご確認ください。

※なお、医療計画は予防計画の内容に沿って策定します。そのため、今後予防計画の策定を進める中で、医療計画の内容が変更となる場合があります。